

平成 28 年 2 月 15 日
2020 年代に向けた教育の
情報化に関する懇談会決定

2020 年代に向けた教育の情報化に関する懇談会の 懇談内容の公開について（案）

記

1. 議事の公開

本懇談会の議事については、懇談の円滑な実施に影響が生じるものとして本懇談会において非公開とすることが適当であると認める案件を懇談する場合を除き、原則として公開するものとする。

2. 議事要旨の公開

本懇談会の議事要旨を作成し、公開するものとする。

3. 会議資料の公開

会議資料については、懇談の円滑な実施に影響が生じるものとして本懇談会において非公開とすることが適当であると認める資料を除き、可能な限り公開するものとする。